

大井町農産物等加工品用機械購入補助金交付要綱

(目的)

第1条 この要綱は、町内に存する事業者等で、加工品用機械を導入する経費に対して、予算の範囲内において助成を行うことにより、加工品の生産性向上及び地域活性化の取り組みを推進することを目的とする。

(定義)

第2条 この要綱において、加工品用機械とは、町内産農産物等を使用し、販売を目的とする製品の加工、または梱包を施す機械をいうものとする。

(補助の割合)

第3条 補助の割合は3分の1以内とし、上限を5万円とする。

2 前項の規定により算出した補助金の額に1,000円未満の端数があるときはその端数を切り捨てるものとする。

(補助金交付対象者)

第4条 補助金の交付を受けることができる者は、加工品用機械を導入することで、既存製品の生産性向上や新規の製品の生産に努めることを目的とする者で、次の各号に掲げるいずれかに該当するものとする。

- (1)町内に事業所等を置く民間事業者
- (2)町内に活動の拠点を置く団体
- (3)町内に住所を有する個人

(交付申請)

第5条 補助金の交付を受けようとする者は、大井町農産物等加工品用機械購入補助金交付申請書(第1号様式)に町長が定める書類(以下「添付書類」という。)を添えて、町長に提出しなければならない。

(交付の審査及び決定)

第6条 町長は前条の規定により申請書等の提出を受けたときは、足柄上商工会経営発達支援室により申請書等の内容の審査を依頼し、意見を聞いて交付の可否及び補助金額を決定するものとする。

2 町長は、補助金の交付の決定をする場合において、必要があると認めるときは、必要な条件を付することができる。

(決定の通知)

第 7 条 町長は、補助金の交付又は不交付の決定をしたときは、大井町農産物等加工品用機械交付決定通知書（第 2 号様式）または大井町農産物等加工品機械購入補助金不交付決定通知書（第 3 号様式）により申請者に通知するものとする。

(事業等の変更、中止の承認申請)

第 8 条 補助金の交付決定を受けた者が、第 5 条の規定により提出した書類の記載要綱に重要な変更を加えようとするとき、又は補助事業を中止しようとするときは、あらかじめ変更実施計画書または補助事業中止届を町長に提出してその承認を受けなければならない。

(請求及び実績等の報告)

第 9 条 申請者は、補助金の請求をしようとするときは、町長に請求書を提出しなければならない。補助金の交付を受けた者は、補助事業が完了したときは、その日から起算して 30 日以内に大井町農産物等加工品用機械購入補助金事業実績報告書（第 4 号様式）を町長に提出しなければならない。

(決定の取消し)

第 10 条 町長は、補助金の交付決定を受けた者が、補助金を目的以外の用途に使用し、又は補助事業に関して補助金の交付決定の内容若しくはこれに付した条件その他法令若しくはこれに基づく町長の指示若しくは命令に違反したときは、当該補助事業等の決定の全部又は一部を取り消すことができる。

(補助金の返還)

第 11 条 町長は、補助金の交付の決定を取り消した場合において、補助事業の当該取消しに係る部分に関し、既に補助金が交付されているときは、期限を定めて、当該補助金の返還を命ずるものとする。

2 町長は、申請者に交付すべき補助金の額を確定した場合において、既に確定額を超える部分の補助金を返還させることができる。

(財産の管理等)

第 12 条 補助金の交付を受けた者は、補助対象経費により取得し、又は効用の増加した財産（以下「取得財産等」という。）については、補助事業の完了後 5 年間に渡っては、善良な管理者の注意をもって管理し、補助金の交付の目的に従って、その効率的運用を図らなければならない。

- 2 補助金の交付を受けた事業者は、前項の管理期間内において、取得財産等を処分することにより収入があり、又はあると見込まれるときは、その収入の全部もしくは一部を町に納付する。

(実施細目)

第13条 この要綱に定めるもののほか、補助金に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、平成30年11月1日から施行する。